

## 令和6年度 糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 公共施設太陽光発電リース設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、糸島市(以下「市」という。)における脱炭素を推進するため、市が所有する公共施設(以下「公共施設」という。)にリース契約によって太陽光発電設備を設置する事業者に対し、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)」を活用し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(以下「交付金交付要綱」という。)及び糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象設備の要件)

第2条 補助金の交付対象となる太陽光発電設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公共施設の屋根に設置するものであること
- (2) 商用化され、導入実績があるものであること
- (3) 中古設備でないこと
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(FIT制度)またはFIP制度の認定を取得しない設備であること
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない設備であること
- (6) 別表第1に規定する法定耐用年数(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)
- (8) 補助対象設備を設置する公共施設における電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の設置を行うことによって、補助対象設備により発電した電力量の50パーセント以上を自家消費できる設備であること

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)に2分の1を乗じた額(千円未満の端数を生じたときは切り捨て)とする。

### (補助金の交付対象者)

第5条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定める要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 公共施設にリース契約に基づき補助対象設備を導入する事業者であること
- (2) 補助対象設備の所有者となる事業者であること

- (3) 福岡県内に事業所(支店、営業所の別は問わない。)を有している事業者であること
- (4) 糸島市税を滞納していない事業者であること
- (5) 本申請における補助対象設備に対して、国、福岡県または糸島市から補助金等を受けていない、または受ける予定がない事業者であること
- (6) 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない事業者であること
- (7) 糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない事業者であること

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公共施設太陽光発電リース設置補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定のうえ、公共施設太陽光発電リース設置補助金交付等決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による交付決定を受けた後に市とリース契約を締結し、補助対象設備の設置(以下「補助事業」という。)に着手するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共施設太陽光発電リース設置補助金変更等承認申請書(様式第3号)に、別表第3に定める書類のうち当該変更等に関する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を廃止しようとするとき

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、すみやかにその内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定したうえで、公共施設太陽光発電リース設置補助金変更等承認決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の完了予定日の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更しようとするときは、公共施設太陽光発電リース設置補助事業完了予定日変更報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別途指定する実績報告期限の日を超過しない場合は、この限りではない。

(状況報告等)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行に関する状況報告をさせることができる。

(リース契約締結に必要な措置)

第12条 補助事業者は、市との間にリース契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を全て定めなければならない。

- (1) リース契約におけるリース料総額は、第7条の規定による補助金交付決定額の全てを控除

した後の額を基礎として算定されなければならない。また、補助金交付決定額の全てを控除する前のリース料総額及び補助金交付決定額を契約書等に記載しなければならない。

- (2) 補助対象設備について、処分制限期間を経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を契約書に記載しなければならない。また、当該契約期間が処分制限期間に満たない場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより、処分制限期間を経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を示さなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が別途指定する実績報告期限の日までに、公共施設太陽光発電リース設置補助金実績報告書(様式第6号)に別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、補助事業の完了日は、補助事業者から施工管理者への補助事業に伴う工事代金の支払い日、または施工管理者から補助事業者に対する補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、公共施設太陽光発電リース設置補助金額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日以後に、公共施設太陽光発電リース設置補助金支払請求書(様式第8号)を市長に提出するものとし、市長はこれにより補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第16条 補助事業者は、第14条の規定による通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額した実績報告書を第13条に準じて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する報告書が提出されたときは、第14条に準じて補助金の額の再確定を行うものとする。
- 3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第17条 市長は、補助事業の全部または一部の廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令等または法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合

(4) 天変地異その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合であって、第1項第1号から第3号に基づく交付決定の取消である場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産等の管理義務等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、リース期間中においては市の公共施設の管理者との協議により、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、市長の承認を受けないで、処分制限期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(以下「財産処分等」という。)を行ってはならない。なお、財産処分等を行うときは、あらかじめ公共施設太陽光発電リース設置補助金財産処分等承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備の財産処分等を行う場合は、この限りではない。
- 3 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、その承認の可否を決定し、公共施設太陽光発電リース設置補助金財産処分等承認通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。なお、承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準(以下「承認基準」という。)」の規定に準じる。
- 4 承認基準第4の規定による財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 5 市長は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部または一部に相当する金額を交付決定者に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(所有権移転ファイナンス・リース取引による義務の継承)

第20条 市と補助事業者において所有権移転ファイナンス・リース取引を含めたリース契約を締結している場合、リース契約期間終了後に市が補助対象設備の所有者となるため、補助事業の実施によって発生する義務は市が補助事業者から継承するものとし、それ以降は補助事業者は

その責めを負わないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月22日から施行する。

別表第1(第2条関係) 法定耐用年数

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年

別表第2(第3条関係) 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材 料 費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含む。材料単価は建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労 務 費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直 接 経 費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	

	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設 備 費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

別表第3(第6条関係) 交付申請書に添付する書類

種類	書類の内容
申請者関係	<p>①申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内)</p> <p>②商業登記の現在事項全部証明書(コピー可。発行から3月以内)  ※インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。  ※支店の登記がある場合は、支店区の表記があるもの。支店の登記がない場合は、会社概要や組織図などが掲載されている資料を添付すること。</p> <p>③申請者の役員名簿(様式指定)</p>
設備関係	<p>④設備設置費用及びリース料の見積書の写し  ア)設備設置費用のほか、リース料を記載したもの(リース料の算定において補助金相当額が控除されていることがわかるように記載すること)  イ)交付申請書第2面【設置費用・リース料積算書】と整合するもの  ウ)補助対象設備について「一式」とは記載せず、導入設備・機器の型番、数量、発電容量が記載されているもの(ケーブル類は長さを記載すること)  エ)設置設置費用に値引きがある場合は、値引き後の額をもとに記載しているもの(電算システム等の都合により値引き額が記載される場合は、値引き対象の設備・機器等及び値引き額の内訳書を添付すること)</p> <p>⑤申請対象とする全ての設備・機器の設置予定箇所を示す図面</p> <p>⑥太陽光発電設備のシステム配線図</p> <p>⑦設備仕様書(カタログ、パンフレット等の写しでも可)</p> <p>⑧導入設備による発電電力の消費量計画書(様式指定)</p>
その他	<p>⑨誓約書(様式指定)</p> <p>⑩その他市長が必要と認める書類</p>

別表第4(第13条関係) 実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
設 備 関 係 ( 共 通 )	①リース契約書の写し ア)リース料額は、第7条の規定による補助金交付決定額相当額を控除後の額を基礎に算定すること。 イ)補助金交付決定額相当額を控除する前のリース料額及び補助金交付決定額を契約書等に記載すること。 ウ)リース期間が別表第1に規定する法定耐用年数に満たない場合、所有権移転ファイナンス・リース取引または再リースにより法定耐用年数を経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を示すこと。 ②リース事業者から施工管理者への工事代金支払領収書の写し ③申請対象とした全ての設備・機器のメーカー保証書の写し(メーカー、型番、保証期間、設置場所の記載があるもの) ④施工前・後の状況を記録したカラー写真(様式指定) ⑤電力会社の系統との接続契約書の写し ⑥余剰電力の売電契約書の写し
そ の 他	⑦その他市長が必要と認めるもの





交付申請書第2面【設置費用・リース料積算書】

	設備	区分	費目	細分	内容	金額(税抜き)		
設置費用の内訳	太陽光発電設備	工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費		円		
				労務費		円		
				直接経費		円		
			本工事費 (間接工事費)	共通仮設費		円		
				現場管理費		円		
				一般管理費		円		
			附帯工事費		円			
		機械器具費		円				
		測量及試験費		円				
		設備費	設備費		円			
		補助対象経費合計						⑥ 円
		補助対象外経費(詳細に記載すること)						
合計(税抜)						⑦ 円		

	区分	内容	金額(税抜き)
リース料の積算	補助金適用前	設備設置費用(税抜)	⑦ 円
		リースにかかる経費の加算額(税抜)	⑧ 円
		リース料総額(税抜) 【 ⑦+⑧ 】	⑨ 円
	補助金適用後	設備設置費用(税抜)－補助金の額【⑦－(⑥×1/2)】※	⑩ 円
		リースにかかる経費の加算額	⑪ 円
		リース料総額(税抜) 【 ⑩+⑪ 】	⑫ 円

※補助対象経費合計⑥に補助率1/2を乗じて補助金の額を計算する際に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。

※別表第2(第3条関係)補助対象経費や見積書と突合ができるように記入すること。

【補助対象外経費の例】

リースにかかる費用(金利、税、動産保険など)、一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長等

様

糸島市長

公共施設太陽光発電リース設置補助金交付等決定通知書

年 月 日付けで提出されました糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金交付申請書について、審査の結果、下記のとおり交付等を決定しましたので、同補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助事業者 (申請者)	名 称		
	所 在 地		
施工管理者	名 称		
	所 在 地		
公 共 施 設 の 名 称			
公 共 施 設 の 所 在 地			
審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 交付可	補 助 金 交 付 決 定 額	円
	<input type="checkbox"/> 一部交付可	補 助 金 交 付 決 定 額	円
		一 部 交 付 可 の 理 由	
	<input type="checkbox"/> 交付不可	交 付 不 可 の 理 由	
交 付 条 件		<p>①補助事業者は、糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金交付要綱を遵守して補助事業を行うこと。</p> <p>②交付決定後に補助事業を変更または廃止しようとするときは、所定の申請書を提出すること。</p> <p>③補助事業を適正かつ円滑に進めるため、必要に応じて市が現地調査を行う場合や報告を求める場合は、協力すること。</p> <p>④補助事業が完了したときは、____年 月 日までに、所定の実績報告書に必要書類を添付して提出すること。</p> <p>⑤法令等または法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合や、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、補助事業に関して不正、怠惰、そのほか不適当な行為をした場合は、補助金の交付決定を取り消しすることがあるので注意すること。</p>	

糸島市長 様

公共施設太陽光発電リース設置補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金について、補助事業の変更または廃止の承認を受けたいので、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

申請者 (補助事業者)	名称	(代表者職印を押印してください)			担当者名	
	所在地				電話番号	
補助金交付決定日等	文書番号	第 号	文書発出日	年 月 日		
公共施設の名称						
公共施設の所在地						
承認申請の種類	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止					
承認申請の理由						
補助金交付申請額	(変更前)	円	(変更後)	円		

※変更の場合は、変更内容に応じて別表第3に定める書類を添えて申請してください。

様

糸島市長

公共施設太陽光発電リース設置補助金変更等承認決定通知書

年 月 日付けで提出されました公共施設太陽光発電リース設置補助金変更等承認申請書について、審査の結果、補助事業の変更または廃止の承認を下記のとおり決定しましたので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

補助事業者	名 称				
	所 在 地				
当初の補助金交付決定日等	文 書 番 号	第 号	文 書 発 出 日	年 月 日	
公 共 施 設 の 名 称					
公 共 施 設 の 所 在 地					
承 認 申 請 の 種 類	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 廃 止				
承 認 の 可 否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不 可				
承 認 し た 変 更 事 項					
補 助 金 交 付 決 定 額	(変更前)	円	(変更後)	円	

糸島市長 様

公共施設太陽光発電リース設置補助事業完了予定日変更報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金について、補助事業の完了予定日を変更したいので、同補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

補助事業者	名 称	(代表者職印を押印してください)			担当者名	
	所 在 地				電話番号	
補助金交付決定日等	文 書 番 号	第 号	文 書 発 出 日	年 月 日		
公 共 施 設 の 名 称						
公 共 施 設 の 所 在 地						
補 助 金 交 付 決 定 額	円					
完 了 予 定 日	変 更 前	年 月 日	変 更 後	年 月 日		
完了予定日変更の理由 (具体的に記載すること)						

本人確認(糸島市記入)

- 顔写真付きの書類・1点 ( マイクンバー・運転免許・その他 ) ( 番号 )  
 顔写真なしの書類・2点 ( ) ( 番号 )

糸島市長 様

公共施設太陽光発電リース設置補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金について、補助事業が完了したので、同補助金交付要綱第13条の規定により、別表第4に定める書類を添えて報告します。

補助事業者	名称	(代表者職印を押印してください)			担当者名	
	所在地				電話番号	
施工管理者	名称				担当者名	
	所在地				電話番号	
補助金交付決定日等	文書番号	第 号	文書発出日	年 月 日		
公共施設の名称						
公共施設の所在地						
補助事業の実施結果	太陽光発電設備	kW	設備費 ①	円		
			工事費 ②	円		
	補助対象外経費 ③			円		
	契約額			円		
	工事契約日	年 月 日	設備引渡日	年 月 日		
	発電開始日	年 月 日	支払完了日	年 月 日		
実績に基づく補助金相当額	太陽光発電設備			円		
	合計			円		

本人確認(糸島市記入)

- 顔写真付きの書類・1点 ( マフナー・運転免許・その他 ) ( 番号 )
- 顔写真なしの書類・2点 ( ) ( 番号 )

様

糸島市長

公共施設太陽光発電リース設置補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出されました公共施設太陽光発電リース設置補助金実績報告書について審査した結果、補助金の額を確定しましたので、同補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

補助事業者	名 称				
	所 在 地				
補助金交付決定日等	文 書 番 号	第 号	文 書 発 出 日	年 月 日	
公 共 施 設 の 名 称					
公 共 施 設 の 所 在 地					
補助金交付確定金額	円				

公共施設太陽光発電リース設置補助金交付請求書  
(兼支払口座振替依頼書)

年 月 日

糸島市長 様

請求者 所在地 .....  
名 称 ..... 印  
電話番号 ( ) .....  
(代表者職印を押印すること)

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

1 補助金額 ..... 円

2 振込先

金融機関名	銀行			本店			
	組合				支店・支所		
	金庫			出張所			
口座番号	普通 ・ 当座 (どちらかを丸で囲む)						
フリガナ							
口座名義							

※申請者名義の口座を記入してください。



糸島市長 様

公共施設太陽光発電リース設置補助金財産処分等承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業公共施設太陽光発電リース設置補助金を受けて設置した補助対象設備について、同補助金交付要綱第18条第2項に規定する財産処分等の承認を受けたいので、申請します。

申請者 (補助事業者)	名称 <small>(代表者職印を押印してください)</small>	担当者名		
	所在地	電話番号		
補助金交付決定日等	文書番号	第 号	文書発出日	年 月 日
公共施設の名称				
公共施設の所在地				
補助対象設備 (財産処分等を行う設備)				
財産処分等の時期	年 月 日			
財産処分等の内容	<input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 取壊し <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 廃棄			
財産処分等を行う理由				

本人確認(糸島市記入)

- 顔写真付きの書類・1点 ( マケパー・運転免許・その他 ) ( 番号 )  
 顔写真なしの書類・2点 ( ) ( 番号 )

様

糸島市長

公共施設太陽光発電リース設置補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで提出されました公共施設太陽光発電リース設置補助金財産処分等承認申請書について、審査の結果、財産処分等を承認しましたので、同補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

補助事業者	名 称				
	所 在 地				
補助金交付決定日等	文 書 番 号	第 号	文 書 発 出 日	年 月 日	
公 共 施 設 の 名 称					
公 共 施 設 の 所 在 地					
補 助 対 象 設 備 (財産処分等を行う設備)					
財 産 処 分 等 の 時 期	年 月 日				
財 産 処 分 等 の 内 容	<input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 取壊し <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 廃棄				
承 認 に 伴 う 条 件	<input type="checkbox"/> 承認にあたり条件を付与しない。 <input type="checkbox"/> 承認にあたり以下のとおり条件を付与する。 (条件)				